

勤務条件概要(特定会計年度任用教職員)

職名	外国語指導助手(ALT)		
職務内容	<p>教育委員会又は小学校・中学校・義務教育学校・総合支援学校において、所属長又は勤務校の校長の指示を受け、次の各号に掲げる勤務を行う。</p> <p>(1) 英語に係る授業等の補助 (2) 特別活動及び課外活動の補助 (3) その他所属長等が必要と認める業務。 授業では英語を話すこと。</p>		
所属	<p>京都市教育委員会指導部学校指導課</p> <p>(勤務公署が所属と異なる場合：<u>学校指導課が定める小・中・義務・総合支援学校</u>)</p>		
職務の区分	特定会計年度任用教職員		
任期	<p>以下のいずれかとする。ただし、任用予定者との相談により任用開始日が数日ほど前後する可能性あり。</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで</p>		
契約更新の可能性	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (■有の場合であっても、選考の結果再度任用しないことがある。)</p>		
人事評価	<p><input checked="" type="checkbox"/>実施する</p> <p>(基本の勤務時間) <u>① 1週あたり 35 時間 00 分 (7 時間×5 日)</u></p> <p>(変則的な勤務時間) <u>② 7 時間×2～4 日</u></p> <p>※1日7時間勤務の場合の1日の始業及び終業時刻は、 <u>8時30分から16時20分まで</u> (休憩時間：<u>50分</u>) とする。</p> <p>③ 4～5時間×5日間 <u>※1日の始業及び終業時刻は所属長と相談して決定する。</u></p>		
勤務時間			
休日等	<p><input checked="" type="checkbox"/>日曜日及び土曜日 <input checked="" type="checkbox"/>国民の祝日に関する法律に規定する休日 <input checked="" type="checkbox"/>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</p>		
時間外勤務	<p><input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>任期中の付与日数：1日の勤務時間数が7時間の場合。年間。</p> <p>週2日勤務：<u>8日</u> 週3日勤務：<u>12日</u> 週4日勤務：<u>16日</u> 週5日勤務：<u>20日</u></p>		
年次休暇	<p>※ただし、1週3日以上の勤務日数かつ1日の勤務時間数が5時間45分を超える場合、1時間を単位とした取得が可能。</p>		
特別休暇	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 (出産休暇、女性健康支援休暇※、結婚休暇※、服喪休暇、ボランティア休暇※。) ※の休暇について、1週平均の勤務日数が2日の場合は無し。</p>		
病気休業	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>		部分休業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (1日の勤務時間が6時間以上の場合)
育児休業	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (1週の勤務日数が3日以上の場合)</p>		介護時間 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (1日の勤務時間が6時間以上の場合)
介護休暇	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 (1日の勤務時間が6時間以上の場合)</p>		

給与等	給料 (基本の勤務時間の場合の額)	① 任用 1 年目の給与月額（地域手当に相当する額を含む）： <u>335,000</u> 円 ② 本市 ALT として勤務実績がある者の給与月額（地域手当に相当する額を含む）： 2 年目： <u>345,000</u> 円、3 年目： <u>355,000</u> 円、4・5 年目： <u>360,000</u> 円、5 年目以降： <u>前年度報酬額に準じる（給与月額を決定する勤務年数は本市で ALT として勤務していた過年度の年数を加算する。）</u>
	支給される手当	■通勤手当 ■地域手当 ■期末・勤勉手当（1 週平均の正規の勤務時間数が 15 時間 30 分以上、かつ任用期間が 6 か月以上である場合に支給）
	給与等からの控除項目	・源泉徴収所得税、住民税及び社会保険料は、法令等に基づき、必要に応じて控除する。 ・（一財）京都市職員厚生会の会員となる場合は、会費等を控除する。
健康保険	■京都市職員共済組合の組合員（短期組合員又は一般組合員）となる。 (1 週の勤務時間が 20 時間以上、かつ 2 か月を超えて勤務している場合)	
厚生年金保険	■第一号厚生年金被保険者（京都市職員共済組合の短期組合員）となる。	
介護保険	□介護保険の被保険者となる。（40 歳以上は被保険者となる） □本市を事業主とした介護保険の被保険者とならない。	
雇用保険	■雇用保険の被保険者となる。（週 20 時間以上、かつ 2 か月を超えて勤務している場合）	
公務災害等	公務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡したとき、又は通勤により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡したときは、 ■京都市非常勤職員公務災害等補償条例（a）	
厚生会	（一財）京都市職員厚生会の会員資格 ■有	
安全及び衛生	一般定期健康診断の実施 ■有 (任期が 1 年以上、かつ 1 週の勤務時間が 30 時間以上の場合)	
服務	職務開始に当たっては、職員の服務の宣誓に関する条例別記様式 1 に署名・押印すること。 地方公務員法第 30 条から第 38 条までに規定する服務規律を遵守すること。	
特記事項	本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 1 月 25 日までに施行予定の学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして特例性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。	